

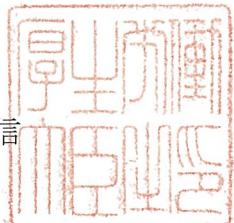
厚生労働省発雇均 0310 第3号

令和2年3月10日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 両立支援等助成金制度の改正

一 両立支援等助成金制度において、新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金を創設し、令和二年二月二十七日から同年三月三十一日までの間における1の(一)又は(二)の有給休暇について、1に該当する事業主に対し、2に定める額を支給するものとすること。

1 次のいずれかに該当する事業主

- (一) その雇用する被保険者が、小学校、義務教育学校（前期課程に限る。）、特別支援学校その他の雇用環境・均等局長が定める施設及び事業（二）において「小学校等」という。のうち、新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業その他これに準ずる措置を講じたものに就学等している子どもの世話をその保護者として行うための有給休暇（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。以下この一において同じ。）の申出をした場合に、当該被保険者に対して有給休暇を取得させた事業主
- (二) その雇用する被保険者が、小学校等に就学等している子どもであつて、新型コロナウイルス感染

症の病原体に感染し、又は感染したおそれのあるものの世話をその保護者として行うための有給休暇の申出をした場合に、当該被保険者に対して有給休暇を取得させた事業主

2 1の(一)又は(二)の有給休暇に係る者一人につき、1の(一)又は(二)の事業主が支払った賃金の額に相当する額として雇用環境・均等局長の定める方法により算定した額（その額を当該賃金の支払の基礎となつた日数で除して得た額が基本手当日額の最高額を超えるときは、基本手当日額の最高額に当該日数を乗じて得た額）

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日等

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の雇用保険法施行規則附則第十七条の二の三の規定は、令和二年二月二十七日以降に取得した同条第二項第一号イ又はロの有給休暇について適用するものとすること。